

意見陳述

令和8年8月6日
若者気候訴訟原告団
二本木葦智

裁判官のみなさま、被告企業のみなさま、そして傍聴されているみなさま、こんにち
は。若者気候訴訟原告団、今年大学3年生になりました二本木葦智です。この訴訟が始ま
った時、私は大学入学したばかりでした。気づけば既に2年が経ち卒業が日に日に近づく
中、次の進路を考えなければいけないそんな時期にきています。そして、気候変動もこの
2年の間に深刻化していることは否めず、単年での平均気温の上昇は既に産業革命前から
+1.5℃を超えつつあります。国内でも猛暑や豪雨など気候災害と呼ばれるものが毎年の
ように量、質共に異常な値を記録しています。ここでは、まず私がなぜ気候変動に関心を
持ちこのように行動をとっているのかについて述べていきたいと思います。

私は幼い頃より東京で育った人間で、元々自然自体に強い親しみを抱いていたかという
と比較的にはそうとは言い難いと考えます。気候変動への関心の発端は、むしろこの問題
が人々にもたらす理不尽さや不自由さでした。

私はあまり要領が良い方ではなく、保育園の年長の頃はよく嫌がらせを受けたり、担任
の保育士からは「できの悪い子」として冷遇されていました。ある時、その保育士や嫌が
らせをしてくる園児に対する怒りが限界に達し、おそらく初めて「おかしい」ということ
を伝えたことがありました。その場はそのまま流れ周りが変わることはありませんでした
が、このことをきっかけに自分自身の心境に変化がありました。他者に無駄に期待するの
はやめて距離を取るようになったのです。その結果、少しばかり生きやすくなりました。こ
れは保育園という小さなコミュニティにおける社会問題だったのだと思います。こうした
経験を通して、私は幼い頃から自分自身若しくは他の誰かが理不尽に自由や権利を奪われ
ることを放置できず、その解決のためには何かしら正当性のある行動を起こすことが大切
だと考えるようになったのだと思います。

また、幼い頃より家族と共にテレビニュースや新聞を見る機会が多かったため、こうし
た社会で起こる様々な理不尽を解決するのが政治の役割だと考えるようになりました。小
中学校の社会科や塾の授業などで、日本の公害訴訟など憲法や裁判所が社会正義のために
果たす役割も知ることとなりました。

そして中学2年生のある日、ニュースでスウェーデンの当時まだ15歳のグレタ・トゥ
ーンベリさんが世界を相手に「How dare you!」と気候変動の政治的無策さに怒りをあ

らわにしてスピーチを見たのです。私は衝撃を受けました。それまで地球温暖化は私にとって少し遠い未来の話であり、原発や格差社会、自民党一強の体制など目の前の問題ほどには関心を持っていませんでした。しかし、グレタの怒りは私の考えを改めさせました。自分と同世代の子どもが世界の首脳を相手にこれほどまでに怒らねばならぬ重大な問題で、その無策により私たちの世代が理不尽にも現実の被害を受けるということを理解しました。また、幼い頃から興味を持っている鉄道など交通分野でも脱炭素の取り組みが必要とされていることモ知り、問題がより身近に感じられるようになりました。

以上のような、行動することの重要性への意識、すなわち政治的有効性感覚と気候変動への強い関心が結びつき、私は気候変動に対して具体的に活動することを始めたのです。

活動を通して様々な知識を付けていく中で、身近な異常気象や災害が温室効果ガス排出由来の気候変動により起きているということを知るようになりました。個別具体的に挙げればきりがありませんが、既に私はここ数年の猛暑により夏場に運動や旅行、外出がし辛くなっています。気候変動も原因の一つである米不足により、私の家では白米に麦を混ぜて食べるなど工夫もしなければならなくなりました。そして、台風や豪雨によってかろうじて大きな被害には遭っていないものの低気圧により頭痛が出てしまったり、マンションではありますが、ハザードマップの隅田川の浸水エリア内に住んでおり不安になることもあります。

ここで挙げた問題は、過去原告側勝訴で終わった公害の被害と比べると被害が見えにくくわかりやすい権利侵害ではないかもしれませんが、私は気候変動による被害を受ける日本中、及び世界中のサンプルの1人なのです。中には猛暑の続く夏場でも屋外での活動が必要な職業に従事する作業員や清掃業、宅配業など、エッセンシャルワーカーの方々や夏でも練習をやめるわけにはいかないアスリートの方々など、より致命的で甚大な被害を既に受けている方々もいるでしょう。熱中症による死者数は90年代と比べると大きく上昇しています。

それに気候変動の影響と本人は気づかないけれども、受けている人権侵害は数多くあります。環境省の「第3次気候変動影響評価報告書」によれば、臓器関連など各種疾患の発生や悪化、死亡リスクの上昇、マダニなど感染症の媒介源となる害虫発生件数の増加、メンタルヘルスの悪化など、猛暑、豪雨、台風など自然災害の増加及び激甚化による人間に対する影響が既に指摘されています。ここ名古屋で言えば、都市部のためにヒートアイランド現象による各種影響は否定できません。温室効果ガス由来の気候変動による被害は、既に国内だけでも幸福追求権のみならず、知らぬ間に私たちの「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」を保障した生存権すら侵しています。

そして、気候変動の原因はIPCCの第6次報告書にもあるように「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」のです。経済的利益や需要を盾に温室効果ガスをあらゆる形で出し続けてきた被告側企業には、私たち皆で生きなければいけないこの地球をより多く汚染してきた責任があります。また、同時に温暖化抑制に

有効な排出削減目標を掲げて、適切かつ公正に削減を実行すれば、全日本及び全世界の人々の生きる権利を守ることもしるのです。主体である私たち人間が健康的に生きられなければ経済は立ち行かなくなります。環境か経済かを選択するのではなく、気候変動対策をむしろ進めた方が経済的利益にもつながるということが定説になりつつあります。この際、被告企業のみなさまにはこれまでの排出をすべて賠償しろというような無茶なことは申しません。日本の人々、そして世界中の人々を少しでも救うために 1.5℃目標に対して真に有効な削減目標を立て、その実行を確約してください。どうかお願いいたします。

環境問題についての訴訟は 20 世紀から数多あり、その多くで理不尽にも被害に遭い自由を失った人々の権利が少しずつではありますが、救われてきました。水質汚濁、食品汚染、騒音、大気汚染など、日本社会における環境問題は、先人たちが実際に行動を起こしてきたことによって少しずつ解消されてきたのです。そして今日、安心して水が飲めて、食べ物をおいしくいただける、マスクせずとも空気が吸える、そんな社会があるのです。しかし、それが今また温室効果ガスの排出によって改めて壊されつつあります。それが今日ここに私がいる理由です。

かつて公害訴訟で歴史的な判決を下し、人々の健康で文化的な生活を守ってきた裁判所の力を私は信じております。国会や政府から独立し、意見の数の多さに左右されることなく、ただその良心に従い正義を追求する司法府には、立法府や行政に十分に声が届かない人々に手を差し伸べる力があります。

裁判官のみなさま、日本そして地球に住む私たち人間が人間らしく今後も健康で文化的に生活できるよう先見性あるご判断を信じております。

ありがとうございました。